

伊勢崎市国土強靭化地域計画の概要

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

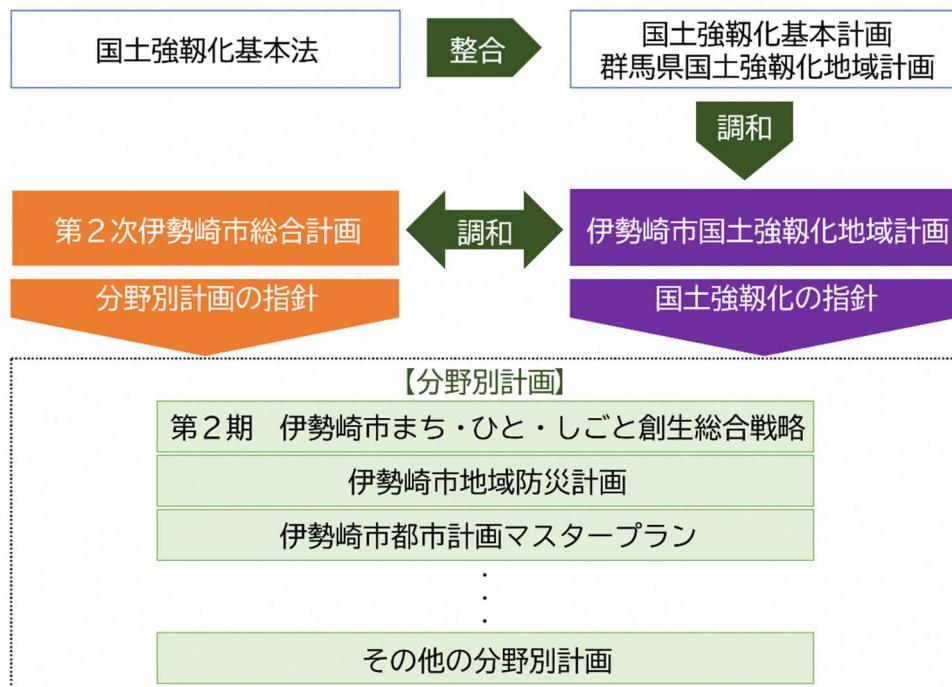
国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりに向けて、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るために防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靭化に係る他の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定。以下「基本計画」という。）が策定されました。

また、群馬県においても、基本計画との調和を保ちながら、県の国土強靭化を推進するための指針として、平成29年に「群馬県国土強靭化地域計画」（以下「県計画」という。）が策定されました。

このような中、本市においても、大規模自然災害等の発生に備えて、市民の生命・財産を守るとともに、被害を最小限にとどめ、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた都市づくりを目指して、「伊勢崎市国土強靭化地域計画」（以下「地域計画」という。）を、「持続可能な地方都市づくりに向けたまちづくりの指針」として策定するものです。

2 計画の位置づけ

基本法第13条及び第14条に基づき、基本計画・県計画、第2次伊勢崎市総合計画との調和を図るとともに、国土強靭化に関する事項は、地域防災計画など各分野別計画の指針となります。



第2章 強靭化の基本的な考え方

1 目指すべき将来都市像

第2次伊勢崎市総合計画の将来都市像等を踏まえて、目指すべき将来像を次のとおり定めます。

「大規模自然災害に備えて、市民の生命と財産を守り、
いつまでも安心・安全で持続可能なまち」

2 基本目標

国の基本計画や県計画に基づき、次の4つの基本目標を設定しました。

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧・復興

3 事前に備えるべき目標

県計画に基づき、本市の強靱化を推進するために必要な事項として、次の7つの事前に備えるべき目標を設定しました。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
5. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
6. 制御不能な二次災害を発生させない
7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第3章 脆弱性の分析・評価及びリスクへの対応方策

1 事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本市の地域特性を踏まえて、県計画（25項目）や市地域防災計画に基づいて24のリスクシナリオを設定しました。

事前に備えるべき目標（7）	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）（24）
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1－1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む） 1－2 気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生 1－3 大雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生 1－4 猛暑による熱中症を伴う多数の死傷者の発生 1－5 情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2－1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2－2 消防等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足 2－3 医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺 2－4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3－1 市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	4－1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞 4－2 食料等の安定供給の停滞
5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5－1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止 5－2 上水道等の長期間にわたる供給・機能停止（取水・受水施設の損壊等による用水供給の途絶含む） 5－3 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止 5－4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
6 制御不能な二次災害を発生させない	6－1 沿線・沿道の建物等の倒壊に伴う閉塞、交通麻痺 6－2 防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生 6－3 有害物質の大規模拡散・流出 6－4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 6－5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7－1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 7－2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 7－3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

2 施策分野の設定

第2次伊勢崎市総合計画の政策分野に基づき、以下の10の個別施策分野を設定しました。

また、県計画を踏まえて、2つの横断的分野を設定しました。

個別施策分野（10）※第2次伊勢崎市総合計画に基づき設定
① 健康・医療・② 福祉・③ 都市基盤・④ 産業・観光・⑤ 安心安全・⑥ 環境 ⑦ 教育・⑧ 生涯学習・スポーツ・文化・⑨ 協働・共生・⑩ 行財政
横断的分野（2）※県計画を踏まえて設定
⑪ リスクコミュニケーション・⑫ 老朽化対策

3 リスクシナリオ別の脆弱性の分析・評価及びリスクへの対応方策

脆弱性の分析・評価結果に基づき、リスクシナリオを回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、リスクの対応方策として取りまとめました。

重点化	リスクシナリオ	主な施策
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる		
重点	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）	<ul style="list-style-type: none">・住宅の耐震対策の促進・多数の者が利用する建築物の耐震化の促進・幹線道路の整備
重点	1-2 気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none">・内水被害の防止・洪水ハザードマップの普及啓発・水防体制の強化
重点	1-3 大雪による交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none">・除雪体制の整備・雪害対策マニュアル等の整備・大雪が見込まれる際の市民への情報発信
重点	1-4 猛暑による熱中症を伴う多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none">・学校施設における空調機の更新・熱中症警戒アラートの普及啓発・熱中症予防対策の徹底
重点	1-5 情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none">・防災情報の迅速な提供と多様化・多文化共生社会における防災対策・避難行動要支援者に対する円滑な情報提供体制の整備
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）		
重点	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none">・食料等の備蓄・支援物資の供給に係る連携体制等の整備・計画的な水道施設の耐震化と更新
重点	2-2 消防等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none">・消防施設の整備と装備の充実・通信指令体制の強化・消防団員の確保対策の促進
重点	2-3 医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none">・施設・設備・医療機器の整備・救急・災害時医療体制の充実・災害医療に関する人材の育成
重点	2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none">・感染症予防と予防接種の円滑な推進・避難所での感染症対策・公共下水道の整備推進

重点化	リスクシナリオ	主な施策
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する		
重点	3－1 市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画の見直し ・情報通信部門の業務継続体制の整備 ・大規模災害時における受援体制の構築
4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない		
	4－1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の事業継続計画（B C P）策定の促進 ・人材育成を通じた農業経営の体質強化 ・事業者への金融支援
重点	4－2 食料等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設の長寿命化・防災減災対策 ・卸売市場施設の整備 ・意欲ある農業者の確保・育成と生産基盤整備の推進
5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る		
	5－1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入促進
	5－2 上水道等の長期間にわたる供給・機能停止（取水・受水施設の損壊等による用水供給の途絶含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な水道施設の耐震化と更新 ・配水管整備の推進 ・水質検査などによる安全性の確保
	5－3 污水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に適した効率的な汚水処理の推進 ・合併処理浄化槽への転換促進 ・業務継続計画（下水道B C P）の運用
	5－4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の整備 ・橋梁及び道路舗装の長寿命化 ・集中豪雨時の道路ネットワーク確保
6 制御不能な二次災害を発生させない		
	6－1 沿線・沿道の建物等の倒壊に伴う閉塞、交通麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀の危険性の周知 ・緊急輸送道路沿線建築物等の耐震化
重点	6－2 防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池の防災対策 ・河川、水路、側溝などの適切な維持管理と整備の推進
	6－3 有害物質の大規模拡散・流出	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の拡散・流出防止対策
	6－4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の解消と農地集約による利活用の促進 ・地域コミュニティ機能と農地、農業用施設の維持・発揮
	6－5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	<ul style="list-style-type: none"> ・広報媒体及びS N Sを活用した行政情報の提供 ・ブランド化の推進と流通の拡大
7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する		
	7－1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の整備 ・災害廃棄物処理計画の見直し
	7－2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動の支援 ・地域経済を支える担い手の確保 ・道路施設等の応急復旧体制の整備
	7－3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ力の強化 ・文化財の保存活用 ・計画的な地籍調査の推進

第4章 計画の推進体制

1 計画の進行管理（事業・KPI）

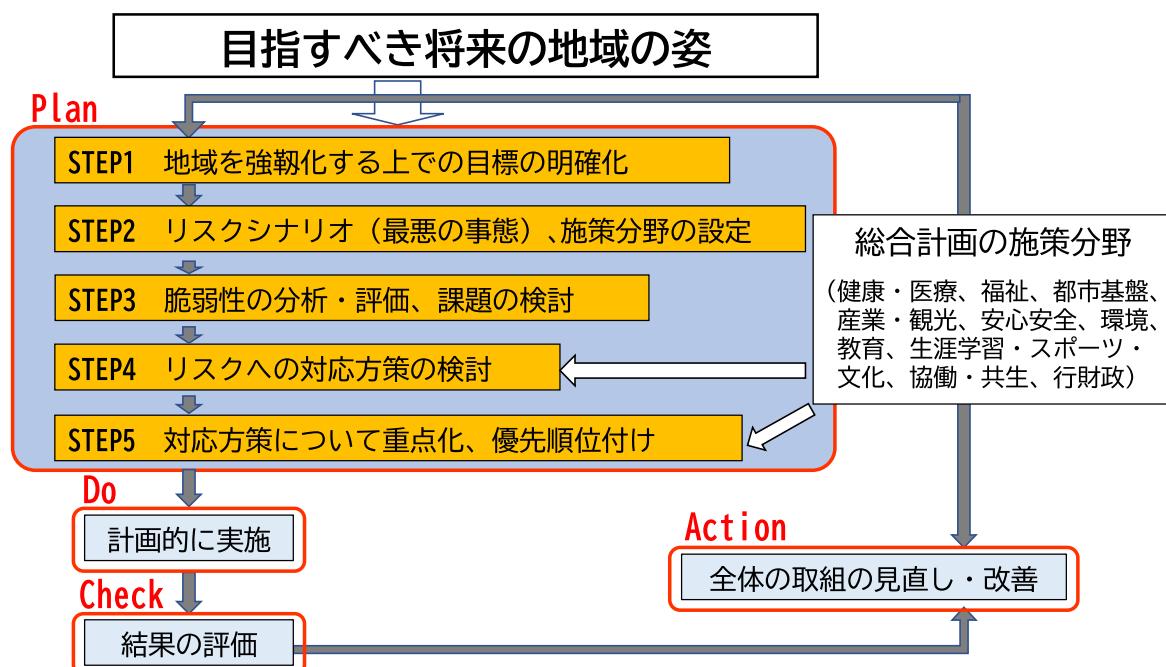
本計画の実効性を確保するとともに、各施策の進捗状況を把握するため、アクションプランを策定して、計画の進行管理を毎年度行うこととします。

進行管理については、総合計画との調和を図る観点から、実施計画やまちづくりの指標（成果指標）の活用により、実効性の高い計画とします。

2 計画の見直し（改定）

本計画については、国的基本計画及び県計画の見直し、総合計画や地域防災計画等の改定、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて見直し（改定）を行います。

なお、本計画に位置付けられた国土強靭化に関する事項は、他の分野別計画における指針となることから、各分野別計画の見直しや次期計画の策定等においては必要な検討を行い、本計画との整合を図ることとします。



出典：国土強靭化地域計画策定ガイドライン（第8版）策定・改訂編（令和3年6月）をもとに作成

伊勢崎市国土強靭化地域計画の概要

令和4年3月

発行・編集：伊勢崎市 総務部 安心安全課